

介護職員等処遇改善加算に関する公表事項

介護職員等処遇改善加算に関する情報公開の義務

当介護医療院では、介護職員の安定的な処遇改善を図るため、国が定める「介護職員等処遇改善加算」を算定しております。この加算は、介護職員の賃金改善に充てることを目的としており、その取得状況や賃金改善計画、職場環境等要件に関する情報を公表することが義務付けられています。

当施設の介護職員等処遇改善加算への取り組み

1. 算定している加算の種類

当介護医療院では、以下の介護職員等処遇改善加算を算定しています。

- 介護職員等処遇改善加算（I）

2. 賃金改善以外の職場環境等要件の取り組み

当介護医療院では、介護職員の処遇改善だけでなく、働きやすい職場環境の整備にも積極的に取り組んでいます。具体的な取り組みは以下の通りです。

入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

3. 賃金改善計画の概要

本加算により、介護職員への賃金改善を実施いたします。具体的な改善額や方法は、職種や経験年数、勤務実績等に応じて決定されますが、加算額の全額を介護職員の賃金改善に充てることを原則とします。介護職員等処遇改善加算に関する詳細やご不明な点がございましたら、お気軽に当介護医療院の職員までお問い合わせください。